

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項および会社法施行規則第 200 条に定める書面)

2024 年 10 月 1 日

ティーライフ株式会社

2024年10月1日

吸収合併に係る事後開示書面

静岡県島田市牛尾118番地
ティールライフ株式会社
代表取締役社長 西上 節也

当社は、2024年7月31日付で当社と株式会社ダイカイ（以下「ダイカイ」という。）との間で締結した吸収合併契約に基づき、2024年10月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、ダイカイを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本件吸収合併」という。）を行っております。

本件吸収合併に関する事項は、下記のとおりであります。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日

2024年10月1日

2. 吸収合併消滅会社における法定手続きの経過

(1) 吸収合併をやめることの請求（会社法第784条の2の規定による請求）に係る手続の経過

本件吸収合併は、会社法第784条の2に掲げる場合に該当しないため、該当すべき事項はありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求（会社法第785条の規定による請求）に係る手続の経過

ダイカイは当社の完全子会社であったため、反対株主の株式買取請求はありませんでした。

(3) 新株予約権買取請求（会社法第787条の規定による請求）に係る手続の経過

ダイカイは、新株予約権および新株予約権付社債を発行していなかったため、該当事項はありませんでした。

(4) 債権者の異議（会社法第789条の規定による異議申述）に係る手続の経過

ダイカイは、会社法第789条第2項の規定に基づき、2024年8月9日付の官報において公告を行うとともに、知っている債権者に対し各別に催告を行っておりますが、異議申述期限までに債権者からの異議の申し出はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における法定手続きの経過

(1) 吸収合併をやめることの請求（会社法第 796 条の 2 の規定による請求）に係る手続きの経過

本件吸収合併は、当社においては会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求（会社法第 797 条の規定による請求）に係る手続きの経過

本件吸収合併は、当社においては会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありませんでした。

(3) 債権者の異議（会社法第 799 条の規定による異議申述）に係る手続きの経過

当社は、会社法第 799 条第 2 項および第 3 項の規定に基づき、2024 年 8 月 9 日付の官報および同日付の電子公告において、債権者に対し、本件吸収合併に対する異議申述の公告を行っておりますが、異議申述期限までに債権者からの異議の申し出はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続株式会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本件吸収合併の効力発生日をもって、ダイカイから、その資産、負債およびその他の権利義務の一切を承継いたしました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅株式会社が備え置いた書面に記載された事項

ダイカイの吸収合併に係る事前開示書面は、別添のとおりであります。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日

2024 年 10 月 11 日（予定）

7. 上記に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

別添

吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項および会社法施行規則第 182 条に定める書面)

2024 年 8 月 9 日

株式会社ダイカイ

2024年8月9日

吸収合併に係る事前開示書面

静岡県掛川市淡陽 18-1
株式会社ダイカイ
代表取締役 西上 節也

当社は、2024年7月31日付で当社とティーライフ株式会社（以下「ティーライフ」という。）との間で締結した合併契約書に基づき、2024年10月1日を効力発生日として、当社を吸収合併消滅会社、ティーライフを吸収合併存続会社とする吸収合併（以下「本件吸収合併」という。）を行うことといたしました。

本件吸収合併に関する事項は、下記のとおりであります。

記

1. 合併契約書

別紙1のとおり、2024年7月31日付で吸収合併契約を締結いたしました。

2. 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付は行いません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項

(1) 吸収合併存続会社

①最終事業年度に係る計算書類等

吸収合併存続会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を東海財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

②最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象

吸収合併存続会社は、別紙2「事業譲受に関するお知らせ」のとおり、2023年11月16日開催の取締役会決議のもと、越境EC事業者2社と事業譲受契約を締結しております。

(2) 吸収合併消滅会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象

該当事項はありません。

6. 吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本件吸収合併効力発生日後のティーライフの資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本件吸収合併後のティーライフの収益状況およびキャッシュ・フローの状況について、ティーライフの債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。従いまして、本件吸収合併後における吸収合併存続会社の債務について履行の見込みがあると判断いたします。

以上

別紙 1 合併契約書

吸収合併契約書

ティーライフ株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社ダイカイ（以下「乙」という。）は、甲と乙との吸収合併に関し、以下のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収合併） 甲及び乙は、本契約の定めに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として、吸収合併（以下「本合併」という。）をする。

2 本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

(1) 吸収合併存続会社（甲）

商号：ティーライフ株式会社

住所：静岡県島田市牛尾118番地

(2) 吸収合併消滅会社（乙）

商号：株式会社ダイカイ

住所：静岡県掛川市淡陽18-1

第2条（合併に際して交付する金銭等）

甲は、乙の全株式を所有しているため、乙の株主に対してその株式に代わる金銭等の交付は行わないものとする。

第3条（甲の資本金等）

本合併により甲の資本金、資本準備金及び利益準備金は増加しない。

第4条（効力発生日）

本合併が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2024年10月1日とする。但し、この日までに合併に関し必要な手続きが終了しないとき、その他止むを得ない事情があるときは甲乙協議のうえこれを変更することができる。

第5条（会社財産の引継ぎ）

乙は合併効力発生日までにおける計算を明確にして、合併効力発生日において財産及び権利義務の一切を甲に引き継ぐものとする。

第6条（従業員の処遇）

甲は、乙の従業員のうち合併効力発生日現在在籍する者を甲又は甲の特別支配会社において雇用する。但し、勤続年数については乙におけるそれぞれの年数を引き継ぎ、その他の取り扱いについては甲乙協議のうえ定める。

第7条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後合併効力発生日にいたるまで、善良なる管理者の注意をもってその財産の管理及び業務の運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼすような事項については、予め甲乙協議のうえこれを行うものとする。

第8条（合併条件の変更及び合併契約の解除）

本契約締結後合併効力発生日にいたるまでの間において天災地変その他の事由により甲又は乙の資産あるいは経営状態に著しい変動が生じたときは甲乙協議のうえ、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（費用負担）

合併実行にいたるまでの手続きにかかる費用は、甲乙協議のうえ負担者を定める。

第10条（退職慰労金）

乙は、合併に際して退任する役員に対して退職慰労金を支給しない。

第11条（本契約の効力）

本契約は法令に定められた関係官庁等の許認可がない場合には、その効力を失うものとする。

第12条（規定外事項）

本契約に規定するもののほか合併に関し必要な事項は、この契約の趣旨に基づいて甲乙協議のうえ、これを決定するものとする。

以上本契約締結の証として本契約の電磁的記録を作成し、甲及び乙が合意の後、電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

2024年 7月 31日

甲 静岡県島田市牛尾118番地
ティーライフ株式会社
代表取締役社長 西上節也

乙 静岡県掛川市淡陽18-1
株式会社ダイカイ
代表取締役会長 西上節也

別紙2 事業譲受に関するお知らせ



2023年12月4日

各 位

会社名 ティーライフ株式会社
代表者名 代表取締役社長 西上 節也
(コード: 3172 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役コーポレート本部長 齋藤 正和
(TEL. 0547-46-3459)

事業譲受に関するお知らせ

当社は、2023年11月16日開催の取締役会決議のもと、越境EC事業者2社と事業譲受契約を締結いたしました。

この度、同2社との事業譲受が完了し情報開示が可能となったため、下記のとおりお知らせいたします。なお、当該案件は適時開示基準に該当しないため、開示事項・内容を一部省略しております。

記

1. 事業譲受の目的

当社グループは、安定的かつ継続的な成長と企業価値の向上を目指し、「進化するウェルネス&ライフサポート企業」をビジョンとして、「Reborn! ver. 2」をスローガンとした中期経営計画（2023年7月期から2025年7月期）の達成に向け、3つの戦略（①差別化戦略の推進②将来の成長に向けた挑戦③強固な経営基盤の構築）に基づき、事業の拡大及び利益の確保に取り組んでおります。

この度、当社グループの同中期経営計画に掲げる「Global&Local」（グ・ローカル）戦略における新たな販売プラットフォーム構想の早期実現を目指し、さらには当年8月にアメリカ合衆国に設立した子会社とのシナジーが期待できると判断したことから、越境EC事業を手掛ける2社からそれぞれ食品越境EC事業・日用品越境EC事業を譲り受けることを決定し、事業譲受が完了いたしました。

2. 事業譲受の概要

(1) 事業内容 ①食品越境EC事業 ②日用品越境EC事業

(2) 事業譲受日 2023年12月1日

譲渡対価につきましては、相手方の強い意向により、非公表とさせていただきます。

3. 相手先の概要

当事者間の合意により非開示とさせていただきますが、当社と資本関係・人的関係・取引関係はなく、関連当事者にも該当していません。

4. 今後の見通し

今期の連結業績に与える影響につきましては軽微であります。中長期的に当社グループの業績向上に資するものであると考えております。

以上